

6月は環境月間です

# 廃棄物の不法投棄を

## しない、させない、見逃さない

廃棄物の不法投棄は法律で禁止されています。

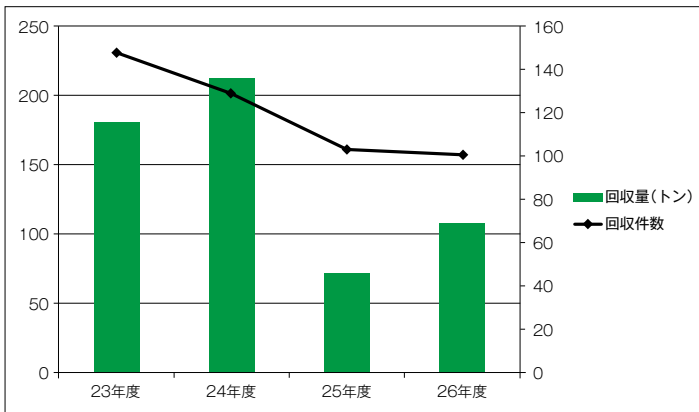
～違反すると罰則が科せられます～

道路や個人の所有する土地等への“不法投棄”が後を絶ちません。

“不法投棄”は犯罪であり、厳しく処罰されることがあります。



### 亀山市での不法投棄の現状



平成26年度に市が行った不法投棄の回収件数は約150件で、回収されたごみの量は、約70トンにのぼります。

これは、4人家族が1年間に出すごみの量の47世帯分に相当します。

回収の件数は年々減少していますが、まだまだ無ならない状況です。

## 不法投棄を防止する取り組み

**市**では市内の不法投棄されやすい場所に設置した監視カメラ映像の確認や、不法投棄の監視・巡回などの不法投棄監視パトロールを行い、投棄物の早期発見、早期回収に努め不法投棄の抑止を図っています。

**市民**では亀山市地区衛生組織連合会が、市内の事業所等と協力して実施するクリーン作戦・不法投棄禁止キャンペーンや、環境指導員による不法投棄防止のための地域パトロールを行い、環境づくりに取り組んでいます。



**土地の所有者・管理者**は自らが所有又は管理する土地の清潔を保つよう努めなければなりません。そのため、定期的に草刈りを行うなど、不法投棄をさせないための適切な管理をお願いします。不法投棄でお困りの場合は、不法投棄抑止用看板を配布していますのでご利用ください。



問合先 環境産業部環境保全室・廃棄物対策室  
布気町442（市総合環境センター内） ☎82-8081